

高等学校等奨学給付金について

高等学校等奨学給付金は、高等学校等の授業料以外の教育費負担を軽減するために、県が非課税世帯・生活保護世帯を対象に返済不要な給付金を支給する制度です。

※令和3年度の制度内容であり、実際に申請する時点で支給条件や支給金額が変更となる可能性がありますので、御了承ください。

● 奨学給付金を申請することができる方

奨学給付金を申請する年度の7月1日時点で、生徒が奨学給付金の対象となる学校に在学し、生徒・保護者が次の条件の全てに当てはまる方が対象となります。

※ 保護者とは、申請する年度の7月1日時点で生徒の親権者である方、親権者がいない場合は生徒の生計を主に維持している方のことをいいます。両親とも親権者である場合は、父母の両方が保護者となります。

生徒の条件	保護者の条件
① 平成26年度以降に、高等学校等(愛知県外の学校を含む)の1年生に入学した方 ② 高等学校等就学支援金(国の授業料補助)の支給を受ける資格を有する方	① 申請する年度の7月1日時点で生活保護(生業扶助)受給世帯であるか、保護者全員の県民税及び市町村民税所得割が非課税(0円)である方 ② 7月1日時点の住民票が愛知県内にある方 ※保護者の住民票が愛知県外にある場合は、住民票のある都道府県の奨学給付金を申請することができます。

☆ 奨学給付金の対象となる学校(公立・私立とも対象です)

高等学校 専修学校高等課程 中等教育学校後期課程 高等専門学校(1年生～3年生) 文部科学大臣に指定された外国人学校
 准看護師、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師の国家資格者養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校

☆ 就学支援金、奨学給付金、愛知県高等学校等奨学金(県の奨学金)の違い

・就学支援金…授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金です。生徒が申請し、返済は不要です。
 ・奨学給付金…授業料以外の教育費のために現金が給付されます。保護者が申請し、返済は不要です。
 ・県の奨学金…授業料以外の教育費のために現金が貸与されます。生徒が申請し、返済が必要です。
 奨学給付金は、就学支援金や県の奨学金と一緒に利用することができ、就学支援金や県の奨学金の額が減額されることもありません。
 ※県以外が実施する奨学金の中には、奨学給付金と一緒に利用することができないものがあります。下の「御注意」③を御覧ください。

● 年間支給額

対象となる生徒一人について、生徒が在学する学校・世帯の状況により、下表の全額を支給します。

生徒の在学学校		世帯の状況		
課程	公立 私立	生活保護世帯 (生業扶助を受給している世帯)	非課税世帯(生業扶助を受給する生活保護世帯を除く)	
			① 第一子の生徒	② 第二子以降の生徒(*)
全日制 定時制	国公立	32,300円	110,100円	141,700円
	私立	52,600円	129,600円	150,000円
通信制	国公立	32,300円	48,500円	—
	私立	52,600円	50,100円	—
専攻科	国公立	48,500円		—
	私立	50,100円		—

* 第二子以降の単価が適用されるのは、7月1日時点において、申請した生徒のほかに、保護者が扶養する15歳以上(中学生を除く。)の兄弟姉妹がいる場合になります。

(例1)生徒に23歳未満の兄弟姉妹がいる場合。(例2)生徒に高等学校の通信制課程に在学する兄弟姉妹がいる場合

● 申請方法

高等学校等へ入学後、在学する学校が指定する時期(7月頃)に、申請をしてください。

※愛知県外の学校(愛知県内にサポート校がある広域通信制の学校も含む)へ進学した方は、入学後、愛知県にお問い合わせください。

● 御注意

- ① 実際に奨学給付金の給付を受けられるかどうかは、申請年度の支給条件により審査した上で決定されます。
- ② 生徒や保護者が特定の条件に当てはまる場合は、給付を受けることができません。
 [給付を受けられない場合の例] ・海外に在住していたため、課税証明書を発行されない保護者がいる場合
 ・7月1日時点で、生徒がどこの学校にも在学していない場合又は休学している場合
 ・生徒が児童養護施設等に入所中若しくは里親の養育を受けており、生徒又は保護者等が児童福祉法の措置費のうち「見学旅行費」又は「特別育成費」を支給されている場合(母子生活支援施設に入所中の方は、これらの措置費を支給されていても給付金を受けられません)
- ③ 愛知県以外(市町村・民間団体など)が実施する奨学金の中には、奨学給付金と一緒に利用することができないものがあります。これらの奨学金を申し込まれた方、これから申し込む予定のある方は、奨学給付金を申請する前に必ず各団体へ確認をしてください。

お問合せ

国公立学校への進学を検討中の方 愛知県教育委員会高等学校教育課
 私立学校への進学を検討中の方 県民文化局学事振興課私学振興室

☎052(954)6785

☎052(954)6187